

第9回 消費者契約法の運用状況に関する検討会  
(2014年9月30日)  
「消費者契約法の運用状況に関する検討会 報告書(案)」に関するコメント

「消費者契約法の運用状況に関する検討会 報告書(案)」に関するコメント

パナソニック株式会社  
藤猪 純子

本書は、第9回検討会の資料1「消費者契約法の運用状況に関する検討会 報告書(案)」に関してコメントをお示しするものである。

### I. 本検討会の目的

P2 「立法事実」の意味に関する認識が委員の間でも異なっており、明確な定義の無い(第8回委員提出資料2)中で、「いわゆる立法事実」とは何を指すのか不明確である。「立法事実」という用語を用いるのであれば、「なお、各委員から情報提供のあった事例も含め、本検討会において事例の選別について議論は行っていない。」と追記すべきではないか。

### III. 論点項目における関連事例の整理

P4 各委員の意見を「賛同」「懸念」と区別するのは「意見の割合や多寡が検討会としての一定の方向性を示すものではなく、読みやすさの観点から分かりやすくするため」のものである旨を記載すべきではないか。なお、報告書(案)で「規律の導入に懸念を示す意見」の掲載が無い項目については、本検討会で十分な議論が行われていないと認識しており、見直しに賛同するものではないことを念のため付言する。

#### 第1. 総論

##### 1. 消費者性・事業者性の明確化区分について(消費者契約性)(第2条)

##### ➤ 消費者概念の在り方

##### (2) 関連事例

P6 「(オ)⑤相手方事業者との間に格差がある事案」という分類は適切でなく、「(カ)⑥その他」に分類すべきではないか。事業者間取引で情報の質及び量並びに交渉力の格差が存在することは当然である。情報や交渉力は、労力やコストをかけて獲得したもので、自由競争を行ううえで他者と差別化するための基本的な要素でもある。

### (3) 検討会の議論状況

- P9 ・[消費者概念の拡張に懸念を示す意見] 2点目「取引が煩雑になる」のあとに、「し、また現在迅速かつ安定的に行われている事業者間取引が阻害される懸念がある。」と追記していただきたい。
- ・[消費者概念の拡張に懸念を示す意見] 4点目の後に、「事業を行う意思を持って契約した後に、売上げが不十分などの理由から後になって『事業者ではない』と主張されれば、予見可能性を欠き、取引が不安定になる。」と追記していただきたい。

## 2. 消費者契約の内容の情報提供 (第3条第1項)

### ➤ 情報提供義務の在り方

#### (3) 検討会の議論状況

- P18 個々の顧客の理解を基準にして契約条項が解釈されると、報告書(案) P24にも記載のある「不当な主張をする消費者は当たり前にいる現状」において、そのような主張が更に増大し得ると共に、消費者毎に契約条項の解釈を変えた場合には消費者間に不公平が生じ得る点にも留意する必要がある。

## 第2. 不当勧誘 (誤認)

### 4. 不利益事実の不告知 (第4条第2項)

#### ➤ 先行行為要件・不告知要件・故意要件の在り方

#### (3) 検討会の議論状況

- P31 [先行行為要件] 3点目「事業者が告知すべき情報の中には、…」は[総合的意見]に分類していただきたい。この意見は、実務実態を紹介したものであり、要件の分類とは性質の異なるものである。

## 第4. 不当勧誘 (その他)

### 3. その他

#### ➤ 不当勧誘行為に関する一般規定 (適合性原則、状況の濫用、暴利行為等)

#### (3) 検討会の議論状況

- P52 (その他) 4点目「拒否できるのに拒否しなかった…」の前に、「消費者契約の中には、事業者側から適切なタイミングで商品・サービスを提供するよう努めているものもあり、そのような事業者の取組を徒に制約することのないよう実務を十分踏まえて慎重な検討が必要である。これらの取組が不要であれば消費者が拒否する選択もある」を追記していただきたい。

以上